

第114期 定時株主総会

参考書類・事業報告等



 東海東京フィナンシャル・ホールディングス

証券コード：8616

電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査等委員会及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。

- (1) 事業報告の新株予約権に関する事項
- (2) 事業報告の業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項
- (3) 事業報告の株式会社の支配に関する基本方針
- (4) 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表
- (5) 計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表

議案及び参考事項

<会社提案>

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆さまへの配当還元を安定的かつ継続的に実施するとともに、中期経営計画に掲げる「金融力の強化」及び「異次元に向けた重点施策」の推進に積極的に取り組むことにより、更なる企業価値の向上を目指すことを基本方針としております。

なお、当社は、2024年3月期以降、現在の中期経営計画期間（2027年3月期まで）における株主配当につきまして、以下のとおりとしております。

- ① 連結配当性向を50%以上とする
 - ② 1株当たりの年間配当金を24円以上とする
- 上記①、②のいずれか高いものを配当基準とする。

また、当社は2025年10月1日にグループ誕生25周年を迎えることができましたことから、記念配当を加え、以下のとおりといたしたいと存じます。これにより、当期の年間配当金は、先に実施しました中間配当金22円（うち、普通配当14円・記念配当8円）を含め、1株につき50円（うち、普通配当34円・記念配当16円）となります。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき 28円（うち、普通配当20円・記念配当8円）
総額 7,103,487,972円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2026年6月26日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案については、指名・報酬委員会の答申に基づき、取締役会が決定しております。また、監査等委員会は、各候補者は当社の取締役として適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	当事業年度における取締役会への出席状況
1	再任 いしだ たて あき 石 田 建 昭	代表取締役会長	16回中16回出席
2	再任 かす が い ひろし 春 日 井 博	代表取締役社長	13回中13回出席
3	再任 きた がわ なお こ 北 川 尚 子	取締役	16回中16回出席
4	再任 なか やま つね ひろ 中 山 恒 博 社外取締役	取締役	16回中16回出席
5	再任 みや ざわ かず まさ 宮 沢 和 正 社外取締役 独立役員	取締役	16回中16回出席

候補者番号

1

い し だ た て あ き
石 田 建 昭

1946年 1 月 2 日生



再 任

■ 所有する当社株式の種類
及び数

普通株式 653,500株

■ 当事業年度における
取締役会への出席状況

16回中16回出席

■ 当事業年度における
指名・報酬委員会への
出席状況

8 回中 8 回出席

■ 略歴、当社における地位及び担当

1968年 4 月 (株)東海銀行入行
1992年 4 月 欧州東海銀行頭取
1994年 6 月 (株)東海銀行取締役
1996年 6 月 同行常務取締役
1998年 6 月 東海投信投資顧問(株)取締役社長
2001年 4 月 欧州東海銀行会長
2002年 4 月 U F J インターナショナル会長
2003年 4 月 同社社長
2004年 5 月 当社顧問
2004年 6 月 当社代表取締役副社長
2005年 3 月 当社代表取締役社長
2006年 6 月 当社代表取締役社長最高経営責任者（C E O）
2009年 4 月 東海東京証券(株)代表取締役会長最高経営責任者（C E O）
2014年 6 月 (株)名古屋証券取引所取締役（現任）
2016年 8 月 (一財)東海東京財団代表理事（現任）
2019年 4 月 東海東京証券(株)取締役（現任）
2021年 6 月 当社代表取締役会長（現任）

■ 重要な兼職の状況

東海東京証券(株) 取締役
(株)名古屋証券取引所 取締役
(一財)東海東京財団 代表理事

■ 取締役候補者とした理由

石田建昭氏は、2005年 3 月に当社代表取締役社長に就任して以来、企業価値向上を目指し強いリーダーシップを発揮し、取締役としての職務を果たしております。同氏の経営者としての豊富な経験・実績・識見を経営に活かすことは、当社グループの経営戦略の推進及び持続的な企業価値の向上に資すると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

2

かす が い ひろし
春 日 井 博

1963年9月10日生



再 任

■ 所有する当社株式の種類 及び数

普通株式 49,800株

■ 当事業年度における 取締役会への出席状況

13回中13回出席

※ 2025年6月26日就
任以降に開催された
取締役会等への出席
回数です。

■ 略歴、当社における地位及び担当

1987年4月 (株)東海銀行入行
2010年7月 三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)市場商品統括部特命部長
(兼) 三菱UFJ証券ホールディングス(株)事業統括部参事
2012年7月 Mitsubishi UFJ Securities International plc. (ロンドン)
Managing Director/Head of Administration Unit, Head of
Global Liaison
2015年4月 三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)市場商品統括部部长 (兼)
三菱UFJ証券ホールディングス(株)グローバル業務戦略部参事
2017年6月 同社執行役員コンプライアンス統括部部长 (兼) 三菱UFJ証券
ホールディングス(株)執行役員コンプライアンス統括部部长
2018年6月 同社執行役員コンプライアンス統括部部长 (兼) 三菱UFJ証券ホ
ールディングス(株)執行役員コンプライアンス統括部部长 (兼)
MUSビジネスサービス(株)取締役 (兼) (株)三菱UFJフィナンシャル・
グループ執行役員コンプライアンス統括部部长 (特命担当)
2019年1月 同社執行役員コンプライアンス統括部部长 (兼) 三菱UFJ証券ホ
ールディングス(株)執行役員コンプライアンス統括部部长 兼 執行
役員グローバル規制対応戦略室長 (兼) MUSビジネスサービス
(株)取締役 (兼) (株)三菱UFJフィナンシャル・グループ執行役員
コンプライアンス統括部部长 (特命担当)
2019年6月 三菱UFJ国際投信(株)常勤社外監査役
2020年6月 当社顧問
2020年7月 東海東京証券(株)常務執行役員グローバル・マーケットカンパニ
ー副カンパニー長
2021年4月 同社常務執行役員経営企画本部長
2023年4月 同社専務執行役員リスク管理本部長
2024年8月 当社副社長戦略推進グループ担任 兼 デジタル部門長
2025年4月 当社副社長戦略推進グループ担任
2025年6月 当社代表取締役社長 (現任)
東海東京証券(株)取締役 (現任)

■ 重要な兼職の状況

東海東京証券(株) 取締役

■ 取締役候補者とした理由

春日井博氏は、当社及びグループ会社において、マーケット部門、経営企画、リ
スク管理部門、デジタル部門等の幅広い業務に従事してまいりました。当社グル
ープの戦略推進の責任者として、中期経営計画の達成に向けた事業戦略等を積極
的に推進することが当社グループの企業価値向上に資すると判断し、引き続き取
締役候補者いたしました。

候補者番号

3

きた がわ なお こ
北 川 尚 子

1968年3月9日生



再 任

■ 所有する当社株式の種類
及び数

普通株式 137,400株

■ 当事業年度における
取締役会への出席状況

16回中16回出席

■ 略歴、当社における地位及び担当

1990年4月 丸万証券(株)入社
2005年9月 当社小牧支店長
2008年4月 当社豊田支店長
2011年5月 東海東京証券(株)名古屋支店営業二部長
2013年4月 同社執行役員ウェルスマネジメント本部副本部長
2014年4月 同社執行役員ウェルスマネジメント本部長
2015年4月 同社常務執行役員ウェルスマネジメント本部長
2017年4月 当社専務執行役員特命担当
2017年5月 高木証券(株)副社長執行役員企画担当
2017年6月 同社代表取締役副社長企画管理本部長
2019年9月 当社専務執行役員総合企画グループ担任
2021年4月 東海東京証券(株)専務執行役員グローバル・マーケットカンパニー副カンパニー長
2022年4月 同社副社長グローバル・マーケットカンパニー長
2023年4月 同社代表取締役社長（現任）
2024年6月 当社取締役（現任）

■ 重要な兼職の状況

東海東京証券(株) 代表取締役社長

■ 取締役候補者とした理由

北川尚子氏は、2023年4月より当社中核子会社である東海東京証券(株)の代表取締役社長に就任しており、当社及び当社グループにおいて、リテール部門、ウェルスマネジメント部門、経営企画部門、マーケット部門等の幅広い業務に従事し、業務全般に関する豊富な知識・経験を有しております。当社及び当社グループの今後の成長に向けた事業戦略等を積極的に推進し、職務を適切に遂行していることから、当社グループの企業価値向上に資すると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

4

なか やま つね ひろ
中山 恒 博

1948年1月20日生



再任

社外取締役

■ 所有する当社株式の種類及び数

0株

■ 社外取締役在任年数 (本総会終結時)

8年

■ 当事業年度における 取締役会への出席状況

16回中16回出席

■ 当事業年度における 指名・報酬委員会への出席状況

8回中8回出席

■ 略歴、当社における地位及び担当

1971年4月 (株)日本興業銀行入行
 1999年6月 同行執行役員営業第一部長
 2000年9月 (株)みずほホールディングス常務執行役員
 2002年4月 (株)みずほコーポレート銀行常務執行役員
 2004年4月 同行取締役副頭取
 2007年4月 メリルリンチ日本証券(株)顧問
 2007年5月 同社代表取締役会長
 2008年11月 同社代表取締役会長 兼 社長
 2009年3月 同社代表取締役会長 兼 社長
 (兼) バンク・オブ・アメリカグループ在日代表
 2010年7月 メリルリンチ日本証券(株)代表取締役会長
 2017年6月 同社取締役
 2017年7月 同社特別顧問
 2018年6月 当社取締役
 2019年6月 三井不動産(株)取締役(現任)
 2020年6月 当社取締役(監査等委員)
 2021年6月 当社取締役(現任)
 2024年5月 昭和西川(株)取締役(現任)

■ 重要な兼職の状況

三井不動産(株) 取締役
 昭和西川(株) 取締役

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

中山恒博氏は、金融機関の企業経営者として長年務められており、その実績・識見は高く評価されているところであります。同氏には、引き続き大手銀行及び証券会社での長年の経営者としての豊富な経験と高い識見・金融業界における専門的な知見を活かし、社外取締役として当社の経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくことを期待し、社外取締役候補者としたしました。

候補者番号

5

みや ざわ かず まさ
宮 沢 和 正

1956年2月20日生



再 任

社外取締役

独立役員

■ 所有する当社株式の種類
及び数

0 株

■ 社外取締役在任年数
(本総会終結時)

3 年

■ 当事業年度における
取締役会への出席状況

16回中16回出席

■ 当事業年度における
指名・報酬委員会への出席状況

8 回中8 回出席

■ 略歴、当社における地位及び担当

1980年4月 ソニー(株)入社
1997年4月 ソニー・アメリカ I T 事業部企画部部长
1999年4月 ソニー(株) I C カード事業部総合企画部部长
2001年1月 ビットフレッツ(株)執行役員常務最高戦略責任者
2006年10月 東京工業大学 (現 東京科学大学) 経営システム工学講師 (現任)
2010年1月 楽天Edy(株)執行役員企画部长
2017年1月 ソラミツ(株) C O O 最高執行責任者
2020年4月 同社代表取締役社長 (現任)
2020年4月 Digital Platformer(株)取締役
2021年10月 ReNet Soramitsu Financial Technology Co., Ltd.取締役
2023年6月 当社取締役 (現任)
2025年5月 ソラミツCBDC(株)取締役会長 (現任)

■ 重要な兼職の状況

ソラミツ(株) 代表取締役社長
ソラミツCBDC(株) 取締役会長

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

宮沢和正氏は、デジタル関連の企業経営者として長年務められており、その実績・識見は高く評価されているところであります。同氏には、引き続き同氏のデジタル関連企業における豊富な経験と高い専門性を活かし、社外取締役として当社の経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等において十分な役割を果たしていただくことを期待し、社外取締役候補者といたしました。

■ 独立性

宮沢和正氏は、社外取締役候補者であります。同氏は、当社が定める社外役員の「独立性判断基準」を満たしていることから、独立性に関して懸念はないものと判断しております。また、同氏を、東京証券取引所及び名古屋証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として両取引所に届け出ております。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 上表における「当社」は、2009年3月までは商号変更前の「東海東京証券株式会社」、2009年4月以降は商号変更後の「東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社」であります。
3. 当社は、定款において、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当社に対する損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、当社は、中山恒博、宮沢和正の両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約（以下、「責任限定契約」という。）を締結しております。これら両氏の選任が承認された場合には、当該責任限定契約を継続する予定であります。その契約内容の概要は以下のとおりであります。
- ・取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）がその任務を怠ったことにより当社に対して損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項第1号ハ及び第2号に規定される金額の合計額を限度として責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）がその責任の原因となった職務の遂行について善意でありかつ重大な過失がないときに限るものとする。
4. 当社は、役員が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、当社及び一部の子会社を除く子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）、監査役及び執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しており、本議案が原案どおり承認され、各候補者が取締役就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。
- （保険料につきましては、子会社の一部役員を除き、特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。）
- なお、各候補者の任期途中である2026年7月1日に当該保険契約を同内容で更新する予定であります。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案については、指名・報酬委員会の答申及び監査等委員会の同意を得て、取締役会が決定しております。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	当事業年度における取締役会及び監査等委員会への出席状況
1	新任 伊藤義文 いとうよしふみ	顧問	—
2	再任 山崎穰一 やまざきじょういち 社外取締役 独立役員	取締役 (監査等委員)	取締役会には16回中16回出席、監査等委員会には14回中14回出席
3	再任 池田綾子 いけだあやこ 社外取締役 独立役員	取締役 (監査等委員)	取締役会には16回中16回出席、監査等委員会には14回中14回出席
4	再任 太田克彦 おおたかつひこ彦 社外取締役 独立役員	取締役 (監査等委員)	取締役会には16回中16回出席、監査等委員会には14回中14回出席

候補者番号

1

い とう よし ふみ
伊 藤 義 文

1967年9月16日生



新任

■ 所有する当社株式の種類
及び数

普通株式 51,200株

■ 略歴、当社における地位及び担当

1989年 4 月 三洋証券(株)入社
1998年 5 月 東海丸万証券(株)入社
2017年 7 月 東海東京証券(株)コンプライアンス企画部長兼企画Gグループリーダー
 当社総合リスク・コンプライアンス部付主任調査役
2017年10月 同社コンプライアンス企画部長
2017年12月 同社コンプライアンス企画部長兼企画部フィデューシャリー・デューティー推進室
2018年 4 月 同社執行役員コンプライアンス本部長
2019年 4 月 同社執行役員コンプライアンス部門長
2021年 4 月 当社常務執行役員総合リスク管理グループ担任
2022年 6 月 東海東京証券(株)常務執行役員内部管理本部長（内部管理統括責任者）
2024年 4 月 当社参与監査部長
2026年 4 月 当社顧問（現任）

■ 重要な兼職の状況

—

■ 監査等委員である取締役候補者とした理由

伊藤義文氏は、当社及び当社グループにおいて長年にわたりコンプライアンス及び内部管理関連業務に従事し、同分野に関する豊富な知識・経験を有しております。これまでの経験を通じて培われた専門性は、当社経営の監督・監査機能の実効性向上に資するため、監査等委員である取締役として適任であると判断し、監査等委員である取締役候補者いたしました。

候補者番号

2

やま ざき じょう いち
山 崎 穰 一

1955年1月9日生



再任

社外取締役

独立役員

■ 所有する当社株式の種類 及び数

0株

■ 社外取締役在任年数 (本総会終結時)

6年

■ 当事業年度における 取締役会への出席状況

16回中16回出席

■ 当事業年度における 監査等委員会への出席状況

14回中14回出席

■ 略歴、当社における地位及び担当

1978年4月 大蔵省入省
1985年5月 理財局国債課課長補佐
1995年1月 在大韓民国日本国大使館参事官
1997年7月 証券局証券市場課公社債市場室長
1998年12月 金融再生委員会事務局金融危機管理課長
2000年7月 主計局主計官（国土交通省、環境省担当）
2005年12月 金融庁総務企画局参事官（監督局担当）
2009年7月 東海財務局長
2010年7月 近畿財務局長
2011年7月 独立行政法人国立印刷局理事
2012年7月 税務大学校長
2013年2月 財務省辞職
2013年3月 農林中央金庫監事
2018年12月 損害保険ジャパン(株)顧問
2019年5月 損保ジャパンDC証券(株)常勤監査役
2020年6月 当社取締役（監査等委員）（現任）

■ 重要な兼職の状況

—

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

山崎穰一氏は、金融庁総務企画局参事官、東海財務局長等を歴任されており、その実績・識見は高く評価されているところであります。同氏には、引き続き同氏の経験等を当社経営の監督・監査に活かしていただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

■ 独立性

山崎穰一氏は、社外取締役候補者であります。同氏は、当社が定める社外役員の「独立性判断基準」を満たしていることから、独立性に関して懸念はないものと判断しております。また、同氏を、東京証券取引所及び名古屋証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として両取引所に届け出ております。

候補者番号

3

い け だ あ や こ
池 田 綾 子

1959年12月5日生



再 任

社外取締役

独立役員

■ 所有する当社株式の種類
及び数

0 株

■ 社外取締役在任年数
(本総会終結時)

5 年

■ 当事業年度における
取締役会への出席状況

16回中16回出席

■ 当事業年度における
監査等委員会への出席状況

14回中14回出席

■ 当事業年度における
指名・報酬委員会への出席状況

8回中8回出席

■ 略歴、当社における地位及び担当

1984年 4 月 弁護士名簿登録・第二東京弁護士会入会
原後法律事務所（現 原後総合法律事務所）
1990年 1 月 米国ステップトール・アンド・ジョンソン法律事務所
1991年 4 月 ニューヨーク州弁護士資格取得
1992年 9 月 濱田松本法律事務所
2002年 4 月 司法研修所教官（民事弁護担当）
2006年 4 月 日本弁護士連合会事務次長
2015年 4 月 日本弁護士連合会常務理事
第二東京弁護士会副会長
2021年 6 月 当社取締役（監査等委員）（現任）
2024年 3 月 東京応化工業(株)取締役
2025年 1 月 原後総合法律事務所弁護士（現任）
2025年 3 月 東京応化工業(株)取締役（監査等委員）（現任）

■ 重要な兼職の状況

原後総合法律事務所 弁護士
東京応化工業(株) 取締役（監査等委員）

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

池田綾子氏は、長年にわたる弁護士としての職歴を通じて、豊富な経験と高い識見・専門性を有しております。企業の業務執行にあたった直接の経験は有しておりますが、官公署において数多くの委員を務められており、法律の専門家として、経営から独立した立場で取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化等に十分な役割を果たしていただいております。同氏には、引き続き客観的な視点から経営全般に係る積極的な意見をいただくとともに、経営を監督・監査する役割を担っていただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者としたしました。

■ 独立性

池田綾子氏は、社外取締役候補者であります。同氏は、当社が定める社外役員の「独立性判断基準」を満たしていることから、独立性に関して懸念はないものと判断しております。また、同氏を、東京証券取引所及び名古屋証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として両取引所に届け出ております。

候補者番号

4

おお た かつ ひこ
太 田 克 彦

1953年6月30日生



再 任

社外取締役

独立役員

■ 所有する当社株式の種類
及び数

0株

■ 社外取締役在任年数
(本総会終結時)

2年

■ 当事業年度における
取締役会への出席状況

16回中16回出席

■ 当事業年度における
監査等委員会への出席状況

14回中14回出席

■ 当事業年度における
指名・報酬委員会への出席状況

8回中8回出席

■ 略歴、当社における地位及び担当

1977年4月 新日本製鐵(株)入社
1993年7月 同社資金部資金第二室長
1994年7月 同社財務部資金第一室長
1998年7月 同社財務部財務総括グループリーダー
2007年4月 同社執行役員経営企画部長
2011年6月 同社常務取締役
2013年4月 新日鉄住金(株)代表取締役副社長兼グローバル事業推進本部長
2016年6月 新日鉄住金化学(株)代表取締役社長
2020年4月 日鉄ケミカル&マテリアル(株)取締役相談役
2021年4月 学校法人成蹊学園評議員
2021年6月 日鉄ケミカル&マテリアル(株)相談役
2022年6月 同社顧問
2023年12月 同社退任
2024年6月 当社取締役(監査等委員)(現任)
2025年6月 (学)成蹊学園理事(現任)
(一社)成蹊会代表理事(会長)(現任)

■ 重要な兼職の状況

(一社)成蹊会 代表理事(会長)

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

太田克彦氏は、大手鉄鋼メーカーの企業経営者として長年務められており、その実績・識見は高く評価されているところであります。同氏には、引き続き同氏の産業界での長年の経営者としての豊富な経験と高い識見を当社経営の監督・監査に活かしていただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者としたしました。

■ 独立性

太田克彦氏は、社外取締役候補者であります。同氏は、当社が定める社外役員の「独立性判断基準」を満たしていることから、独立性に関して懸念はないものと判断しております。また、同氏を、東京証券取引所及び名古屋証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として両取引所に届け出ております。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 上表における「当社」は、2009年3月までは商号変更前の「東海東京証券株式会社」、2009年4月以降は商号変更後の「東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社」であります。
3. 当社は、定款において、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当社に対する損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、当社は、山崎穰一、池田綾子及び太田克彦の各氏との間で責任限定契約を締結しております。これら各氏の選任が承認された場合には、当該責任限定契約を継続する予定であります。また、伊藤義文氏の選任が承認された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は以下のとおりであります。
- ・取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）がその任務を怠ったことにより当社に対して損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項第1号ハ及び第2号に規定される金額の合計額を限度として責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）がその責任の原因となった職務の遂行について善意でありかつ重大な過失がないときに限るものとする。
4. 当社は、役員が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、当社及び一部の子会社を除く子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）、監査役及び執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しており、本議案が原案どおり承認され、各候補者が取締役に就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。
- 当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。
- （保険料につきましては、子会社の一部役員を除き、特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。）
- なお、各候補者の任期中である2026年7月1日に当該保険契約を同内容で更新する予定であります。

ご参考

取締役会の構成（スキル・マトリックス）

取締役会の構成（スキル・マトリックス）			各委員会の構成				主な専門性・バックグラウンド							
氏 名	役職等		監査等 委員会	指名・ 報酬 委員会	総合リス ク管理 委員会	人事 委員会	企業 経営	グロ-バル	法務	財務・ 会計	金融・ 経済	行政	ICT	サステナ ビリティ
石田 建昭	代表取締役会長	業務執行		○	○	○	○	○		○	○		○	○
春日井 博	代表取締役社長	業務執行			○	○	○	○	○		○		○	○
北川 尚子	取締役	非業務執行					○				○		○	○
中山 恒博	社外取締役	非業務執行		○			○	○		○	○			
宮沢 和正	社外取締役	独立役員		○			○	○				○	○	
		非業務執行												
伊藤 義文	取締役	非業務執行	○						○	○	○			
山崎 穰一	社外取締役	独立役員	○						○		○	○		○
		非業務執行												
池田 綾子	社外取締役	独立役員	○	○				○	○					
		非業務執行												
太田 克彦	社外取締役	独立役員	○	○			○	○		○	○			
		非業務執行												

※第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決された場合の構成（予定）です。

スキルの定義

項目	スキルの内容・選定理由
企業経営	当社グループを取り巻く事業環境が大きく変化する中で、現中期経営計画を達成し、企業価値向上を図るためには、企業経営全般に関する豊富な知識や経験・実績が必要であるため。
グローバル	当社グループの中核事業である金融商品取引業において、マーケットはグローバルベースで変動しており、また、各種施策・戦略において先行する海外金融機関の動向は重要。さらに、ガバナンスにおいてもグローバルな視座が必要となるため。
法務	中期経営計画の行動指針として、“Social Value & Justice” comes firstを掲げる当社グループにおいて、法令遵守、リスクマネジメント、コーポレート・ガバナンスにおける知識・経験は重要であるため。
財務会計	強固な財務基盤の構築と適切な株主還元の実現、成長投資を含む財務・資本戦略の遂行において、財務会計分野における知識・経験は重要であるため。
金融・経済	中期経営計画の重要要素である「金融力の強化」及び「異次元に向けた重点施策」を実現し、更なる成長を遂げるため、中核ビジネスである金融・経済分野における実務又はマネジメントの知識・経験は重要であるため。
行政	中核事業である金融商品取引業はもとより、中期経営計画におけるPowerful Partnersとの連携、New Bonanzaと呼ぶ新たな機能の追加、Digital New Worldの実現や地域創生において、行政の考え方の把握及びコミュニケーションは必要不可欠であることから、行政機関における知識・経験は重要であるため。
ICT	中期経営計画におけるDigital New Worldの実現に向け、デジタルを活用した新規ビジネスの創出、ライアンスの進展、顧客サービスの向上、業務効率化等、ITは欠かせないものとなっており、当社グループが革新的な発展を遂げるために、その知識・経験は重要であるため。
サステナビリティ	当社グループは“Social Value & Justice” comes firstを中期経営計画の行動指針として掲げ、地域・人・地球環境を大切に、サステナブルでより良い社会の実現に向けた活動を実施。このようなサステナビリティ経営の実現のためには、SDGs、ESG関連の知識・経験が重要であるため。

取締役の選任に関する方針・手続き

(方針) 当社の取締役会は、取締役候補者（監査等委員である取締役を除く。）については、取締役候補者等選任・解任等基準に基づき、当社の経営を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識、経験及び十分な社会的信用を有し、監督機能の向上に資する者を選任しております。監査等委員である取締役候補者については、監査等委員でない取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識、経験及び十分な社会的信用を有する者を選任しております。また、社外取締役候補者については、上記に加え、別に定める社外取締役の「独立性判断基準」を考慮し選任しております。当社は社外取締役が全取締役の過半数に達しておりますが、取締役の指名に関する決定プロセスの客観性及び透明性を確保するため、「指名・報酬委員会」を設置しております。

(手続き) 上記方針に基づき、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指名に関する事項については、指名・報酬委員会の答申を踏まえて審議のうえ、取締役会が決定しております。

なお、監査等委員である取締役の指名に関する事項については、指名・報酬委員会からの答申を得た後に、監査等委員会の同意を得たうえで、取締役会が決定しております。

社外取締役の独立性判断基準

当社は、社外取締役の独立性判断基準を定め、以下に掲げるいずれかに該当する場合は、独立性を有していないものとしています。

1. 当社又はその中核子会社の業務執行取締役、執行役員又はその他の使用人、又は過去において業務執行取締役、執行役員又はその他の使用人であった者。
2. 金融商品取引法第163条第1項に規定する主要株主（その者が法人であるときは、当該法人、その親会社又はその重要な子会社の業務執行取締役、執行役員又はその他の使用人（以下、「業務執行者」という。）又は最近3年間において、これらの者の業務執行者であった者を含む。）。
3. 当社又はその中核子会社を主要な取引先とする者（その者が法人であるときは、当該法人、その親会社又はその重要な子会社の業務執行者又は最近3年間において、これらの者の業務執行者であった者を含む。）。
4. 当社又はその中核子会社の主要な取引先（その者が法人であるときは、当該法人、その親会社又はその重要な子会社の業務執行者又は最近3年間において、これらの者の業務執行者であった者を含む。）。
5. 当社又はその中核子会社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者等（その者が法人であるときは、当該法人、その親会社又はその重要な子会社の業務執行者又は最近3年間において、これらの者の業務執行者であった者を含む。）。
6. 当社又はその中核子会社から、一定額（過去3年間平均にて年間1,000万円）を超える寄付金を受領している者（その者が法人であるときは、当該法人、その親会社又はその重要な子会社の業務執行者又は最近3年間において、これらの者の業務執行者であった者を含む。）。
7. 当社又はその中核子会社から、役員報酬以外に多額の金銭その他財産（過去3年間平均にて年間1,000万円以上の額）を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家及び弁護士等の法律専門家。
8. 当社又はその中核子会社を主要な取引先とする者である会計・法律事務所又はコンサルティング・ファーム等の法人、組合等の団体に所属する社員、パートナー等（最近3年間において従事していた者を含む。）。
9. 当社又はその中核子会社の会計監査人又は会計監査人の社員等（最近3年間において当社又はその子会社の監査業務に従事した者を含む。）。
10. 当社の子会社が主幹事証券会社を務める会社の業務執行者（最近3年間において業務執行者であった者も含む。）。
11. 上記1から10のいずれかに該当している者の近親者（配偶者、二親等内の親族若しくは同居の親族）。
12. 当社又はその子会社の社外役員（取締役及び監査役）としての在任期間が通算8年を経過している者。
13. その他、当社の一般株主全体との間で上記1から12までで考慮されている事由以外の事情で実質的な利益相反が生じるおそれがある者。

上記に掲げるいずれかに該当する者であっても、当該人物の人格、識見等に照らし、当社の独立社外取締役としてふさわしいと当社が考える者については、当社は、当該人物が会社法上の社外取締役の要件を充足しており、かつ、当該人物が当社の独立社外取締役としてふさわしいと考える理由を、対外的に説明することを条件に、当該人物を当社の独立社外取締役とすることができるものとします。

なお、上記に掲げるいずれにも該当せず、独立社外取締役として選定することが可能である者であっても、総合的に判断して独立社外取締役候補者として選定しないことを妨げません。

※「主要な取引先とする者」：直近事業年度におけるその者の年間連結売上高の2%を超える場合をいいます。

※「主要な取引先」：直近事業年度における当社グループの年間連結営業収益の2%を超える場合をいいます。

※「その中核子会社」：東海東京証券株式会社をいいます。

第4号議案 取締役賞与支給の件

当期の業務執行取締役3名に対し、当期の業績を勘案のうえ、取締役賞与総額82,410,000円を上限として支給することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、当社は取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は、事業報告「**3** 会社役員に関する事項 - **8** 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」に記載のとおりであり、本議案は当該方針に沿うものであることから、相当なものであると判断しております。

また、本議案につきましては、監査等委員会から役員賞与支給額は相当である旨の意見を得ております。

第5号議案 当社及び子会社の業務執行取締役、執行役員とこれに準ずる者及び使用人に対しストック・オプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条、第239条及び第361条の規定に基づき、ストック・オプションとして当社及び子会社の業務執行取締役、執行役員とこれに準ずる者及び使用人に対して新株予約権（以下、「本件新株予約権」という。）を無償発行すること、並びに募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、当社の業務執行取締役に対して付与いたしますストック・オプションとしての報酬額は、事業報告「**3** 会社役員に関する事項 - **6** 取締役のストック・オプション（非金銭報酬等）に関する事項」に記載のとおり、本件新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、割り当てる本件新株予約権の総数を乗じた額となり、現在、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額として第104期定時株主総会決議により、ご承認いただいております年額300百万円に含めております。

また、当社は取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は、事業報告「**3** 会社役員に関する事項 - **8** 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」に記載のとおりであり、本議案は当該方針に沿うものであることから、相当なものであると判断しております。

第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案どおり承認されますと、本議案の対象となる当社の取締役は、当社の業務執行取締役2名及び子会社の業務執行取締役を兼務する当社の非業務執行取締役1名となる予定です。

(1) 特に有利な条件をもって本件新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

株主との利害の一致を図りながら、当社及び子会社の業務執行取締役、執行役員とこれに準ずる者及び使用人に当社グループ全体の業績向上という共通のインセンティブを与え、もって連結業績の向上を図ることを目的として、当社及び子会社の業務執行取締役、執行役員とこれに準ずる者及び使用人に対して、本件新株予約権を無償で発行するものであります。

(2) 本総会の決議による委任に基づいて募集事項の決定をすることができる本件新株予約権の数の上限

本総会の決議により、割り当てることができる本件新株予約権の数は1,600個を上限といたします。また、本件新株予約権を行使することにより交付される当社普通株式の数は、160万株（発行済株式総数比約0.61%）を上限といたします。

ただし、後述の（4）①の規定に従い、付与株式数の調整が行われた場合は、本件新株予約権にかかる調整後の付与株式数に上記新株予約権の上限の数に乗じた数とします。

（3）本件新株予約権については、新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととします。

（4）本件新株予約権の内容

① 本件新株予約権の目的である株式の数

本件新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は当社普通株式 1,000株とします。

なお、本件新株予約権割り当て後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合は、本件新株予約権のうち当該株式分割又は株式併合の時点で権利行使されていないものについて、次の算式により付与株式数を調整します。

ただし、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てます。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割又は併合の比率

上記のほか、本件新株予約権割り当て後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとします。

② 本件新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

本件新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本件新株予約権を行使することにより交付される株式 1 株当たりの金銭の額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とします。行使価額は、本件新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における株式会社東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値、又は割当日における株式会社東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値とする。）のいずれか高い額に 1.05 を乗じた金額とし、1 円未満の端数は切り上げます。

本件新株予約権割り当て後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、当社が当社普通株式の時価を下回る価額で普通株式の発行又は当社の保有する当社普通株式の処分（新株予約権の行使及び単元未満株式の買増請求による場合を除く。）を行う場合は、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{1 \text{ 株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、当社の保有する当社普通株式を処分する場合は、上記の算式において「新規発行株式数」を「処分する当社普通株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」に読み替えます。

上記のほか、本件新株予約権割り当て後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとします。

③ 本件新株予約権の行使期間

本件新株予約権の割当日から2年を経過する日が属する月の翌月1日から、7年間といたします。

④ 本件新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金に関する事項
(イ) 本件新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。

(ロ) 本件新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(イ)記載の資本金等増加限度額から上記(イ)に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

⑤ 譲渡による本件新株予約権の取得の制限

譲渡による本件新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。

⑥ 合併、会社分割等の組織再編行為の場合の措置

当社が他社と吸収合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、新設合併、会社分割その他の組織再編（以下、「組織再編行為」という。ただし、株式移転及び株式交換は除く。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本件新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホに掲げる会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(イ) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する本件新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(ロ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

(ハ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数（以下、「承継後株式数」という。）とします。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てます。

- (二) 新株予約権を行使することができる期間
上記③に定める本件新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記③に定める本件新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
 - (ホ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記④に準じて決定します。
 - (ヘ) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記②で定められる行使価額につき合理的な調整がなされた額に、承継後株式数を乗じた額とします。
 - (ト) その他新株予約権の行使の条件及び新株予約権の取得事由
下記⑦及び⑨に準じて決定します。
 - (チ) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を必要とします。
- ⑦ 本件新株予約権の取得事由
- 吸収合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、新設合併、会社分割、株式移転又は株式交換等にかかる契約書（会社分割契約書及び株式移転計画書等を含む。）の定め又はこれらにかかる株主総会決議により、本件新株予約権が承継されないこととなった場合、本件新株予約権については、当社取締役会が別途定める日に、当社は本件新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- ⑧ 本件新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとします。
- ⑨ その他の本件新株予約権の行使の条件
- (イ) 新株予約権者は、本件新株予約権行使時において、当社又は子会社の業務執行取締役、執行役員とこれに準ずる者又は使用人（使用人には当社又は子会社への出向者を含む。）たる地位を有することを要するものとします。ただし、任期満了に伴う退任、定年退職、当社又は子会社の申し入れによる辞任、退職等正当な理由に基づいてかかる地位を喪失した場合はこの限りではありません。
 - (ロ) 新株予約権者は、次の各号の一に該当することとなった場合、未行使分の本件新株予約権を行使することはできなくなるものとします。
 - (i) 当社若しくは子会社の株主総会決議による解任、懲戒処分による解雇又は自己都合による辞任・退職の場合。
 - (ii) 禁錮又は拘禁刑以上の刑に処せられた場合。
 - (iii) 破産の申立若しくは民事再生手続開始の申立があった場合、又は新株予約権者が差押、仮差押、保全差押、仮処分の申立若しくは滞納処分を受けた場合。

＜株主提案＞

第6号議案から第8号議案は、株主（1名）からのご提案によるものです。なお、当該提案株主（1名）の議決権の数は320個（議決権比率0.012%）であります。

以下の各議案の「件名」、「提案内容」及び「提案理由」は、形式的な修正を除き、誤字・脱字や事実認識も含め、当該提案株主から提出されたものを原文のまま記載しております。

第6号議案

定款一部変更

取締役の定年制を新設する。取締役は70歳を以て定年とし引退する。

提案理由

第一の目的は取締役会の実効性を高め企業価値を向上させることにある。

東海東京FHIは「人的資本」でビジネスモデルの変化とともに人事制度も変化させてきたと書いてある。しかし、中身は真逆。石田会長の鶴の一声で、定時株主総会で取締役に選任されていない、佐藤昌孝氏が堂々と社長を名乗る企業である。

プライム市場では珍しい企業と言える。

最早、個人商店の部類で、私が名前を付けた石田帝国証券が良く似合う。

企業は、皇帝も絶対的権力者も「サントリーHD」の新浪氏は元気だがサプリメント問題で辞めた。石田会長の元気は認めるが、一日も早く、世間並にコンプライアンスが効く企業に脱皮してほしい。

【第6号議案に対する取締役会の意見】

1. 当社取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対します。

2. 反対の理由

当社は、当社の取締役はその資質や能力で判断されるべきであり、その年齢で判断すべきものではないと考えており、「取締役候補者等選任・解任等基準」に基づき、当社の経営を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識、経験及び十分な社会的信用を有し、監督機能の向上に資する者を取締役候補者として選定しております。本議案にて提案されている「取締役の定年制」を新設した場合、当社の取締役候補者の選択範囲を制限することとなり、当社が取締役に求める上記基準に合致する資質を有し、当社の取締役としてふさわしいと考える者を取締役候補者として選定することができなくなることが懸念されるため、株主共同の利益及び企業価値の向上に資するものではないと判断しております。

したがって、取締役会としましては、本議案に反対いたします。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）解任2名（石田氏・春日氏）とする。

1 石田建昭氏（代表取締役会長）を解任する。

提案理由

石田氏に対する解任動議は今回で3度目。約23年に渡りトップのイスに座り続ける、根性と権力欲は衰えを知らない。

25年10月末92歳の高齢でカメルーンの大統領選に勝利したP氏に劣らない精力である。社員も精力では負けていない。2023年は手っ取り早く利益が出せる「仕込み債販売」に精を出し「金融庁激怒」となった。

会社の構造的問題

- 1.業績と株価の弱さ
- 2.ガバナンス不全（取締役会の機能不全）
- 3.後継者問題(80歳の石田氏が長期君臨) 石田帝国
- 4.人事への強い影響力
- 5.企業責任の希薄化
- 6.取締役会の形骸化
- 7.戦略の停滞
- 8.市場評価の低下

まとめると「業績の弱さ・ガバナンスの弱さ・長期支配」である。

東海東京FGは企業ではなく最早「体制維持装置」の会社である。

石田氏は私と同じ後期高齢者である。残りの人生を楽しんでほしい。

2 春日 井博氏（社長）を解任する。

提案理由

60代の社長が登場すると、つい合田一郎氏（元社長）を思い出す。合田氏は24年3月末に社長を辞め24年6月末の定時株主総会までの短期間。平取締役を務め退任した。合田社長の任期途中での交代に対し異議を申し立てた。交代した社長は、株主総会で取締役に選任されていない。佐藤昌孝氏が残り期間の社長職に就いた。プライム市場の一員である企業として珍しい体制作りである。まるで個人商店のような人事であった。私はトップが長く君臨する企業は、本来のコンプライアンスは存在しないことに改めて気が付いた。春日井博氏の社長職も心配である。一度あることは二度ある。もう一度、合田氏のように社長交代劇が突如起こるか心配だ。

しかし、常にバックに佐藤昌孝氏が控えている。東海東京FGの人事は漫画チックで何が起こるか分からない。普通の常識では測れない企業人事をする。だから春日氏の活躍ぶりは何年続くか霧の中。

【第7号議案に対する取締役会の意見】

1. 当社取締役会の意見

取締役会としては、本議案に**反対**します。

2. 反対の理由

取締役 石田 建昭及び春日井 博の2氏は、取締役就任以来、豊富な業務経験や識見を活かし、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督等の点において、当社グループの発展、経営基盤の強化に向けて尽力しており、十分にその職責を果たしております。

したがって、取締役会としましては、同2氏の解任に反対いたします。

なお、当社の監査等委員会も、同2氏の解任に反対しております。

第8号議案 監査等委員である取締役2名（大野・山崎）解任の件

1 取締役監査等委員である大野 哲嗣を解任する。

提案理由

大野氏は解任2回目である。財務会計に優れているとの触れ込みであるが、単に石田会長に忠実な部下の一人である。

業務執行の監督等などに尽力は見られない。株主は第111期議題4号議案で石田建昭氏の1億6百万の役員報酬を追及した。次年度以降「役員報酬額1億円」超えは亀の首のごとく引っ込んだまま出てこない。

費用対効果の検証もない。その後、役員報酬個別開示の定款新設も提案した。

戦略の社内環境方針で「企業の継続性・サステナビリティ」の2軸で人材戦略を定めているとある。大野氏の一番、やるべき指名は石田体制を早く終わらせること。人事の活性化に尽きる。

2 取締役監査等委員である 山崎 穰一氏の解任を求める。

提案理由

山崎 穰一氏は行政経験者豊富で金融・経済に関して知見と経験があると書いてある。しかし、東海東京FHの社外取・監査等委員は頭数だけ整えている。すべて、今だけ・自分だけ・金だけの精神。

また建設な意見は言わない。出来るだけ取締役会では目立たなく行動する。

決して株主側に立たず石田会長に背かず、のんびり余生を送っている光景が目につく。株主は頭数だけの社外取締役は、もういない。結構です。解任する。

【第8号議案に対する取締役会の意見】

1. 当社取締役会の意見

取締役会としては、本議案に**反対**します。

2. 反対の理由

監査等委員である取締役 大野 哲嗣及び山崎 穰一の2氏は、監査等委員である取締役就任以来、豊富な業務経験や識見を活かし、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督等に尽力しており、十分にその職責を果たしております。

したがって、取締役会としましては、同2氏の解任に反対いたします。

なお、当社の監査等委員会も、同2氏の解任に反対しております。

1 企業集団の現況に関する事項

① 事業の経過及びその成果

第114期事業年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで（当連結会計年度））のわが国の経済は、食料品を中心とする物価上昇率の高止まりや米国の通商政策が景況感を下押ししたことにより消費抑制が懸念されたものの、企業による積極的な賃上げと政府の経済対策等に支えられ、概ね堅調に推移しました。一方、中東情勢の不安定化でエネルギー価格が急騰、今後の国内経済と物価に悪影響が出ることが懸念されています。

海外においては、米国の通商政策の影響が総じて限定的となる中、米国経済は個人消費や設備投資を中心に概ね堅調に推移しました。一方、ユーロ圏は、中核国である独仏経済の低迷によって低成長を余儀なくされました。またアジア圏においては、インド経済が引き続き高い成長を維持したものの、中国経済は内需の弱さから減速気味で推移しました。

日本の株式市場では、35,900円台で始まった日経平均株価が、米国の通商政策に対する懸念から一時30,700円台まで急落しました。その後は、米国の通商政策の一部変更が公表されたことや、A I関連市場の拡大期待、衆院選での自民党大勝といった好材料が重なり、59,332.43円まで力強く上昇しました。3月からは、中東情勢の不安定化を受けて相場は下落に転じ、51,063.72円で取引を終えました。なお、2025年4月から2026年3月の東証プライム市場の1日当たり平均売買代金は6兆7,015億円(前年同期の1日当たり平均売買代金は5兆631億円)となっています。

米国の株式市場では、41,000ドル台で始まったダウ平均株価が米国の通商政策を巡る不透明感から急落し、期中最安値となる36,611.78ドルを付けました。しかしその後は、良好な米国の景気や企業決算、「生成A I相場」の継続、非ハイテク株への資金流入の活発化などを背景に、上昇基調を継続しました。しかし、期中最高値となる50,512.79ドルを付けた後、中東情勢の不安定化を受けて急落し、46,341.51ドルで取引を終えました。

日本の長期金利は、1.50%近辺で始まった後、予想を上回る米国の通商政策や、日銀の追加利上げ観測の後退を受けて、期中最低金利となる1.05%まで低下しました。しかしその後は、財政悪化懸念や需給要因から金利上昇の流れが続きました。さらに、高市政権の発足による財政悪化懸念や中東情勢の不安定化が加わったことで、2.39%まで上昇した後、2.35%で取引を終えました。

米国の長期金利は、4.20%で始まった後、期中最低金利となる3.85%まで低下しました。しかし、財政悪化懸念や米国債の格下げなどを受けて米国債売りが優勢となり、期中最高金利となる4.62%まで上昇しました。その後は緩やかな低下基調が続き、一時4%を下回りましたが、中東情勢の不安定化でインフレ懸念が強まると4.48%まで上昇し、4.31%で取引を終えました。

為替相場（ドル円）は、1ドル149円台で始まった後、予想を上回る米国の通商政策に対してドル安円高で反応、期中最安値となる139円台まで下落しました。その後はほぼ一貫して下値を切り上げ、1月には159円まで上昇しました。介入警戒から一旦152円台まで反落する局面はあったものの、再び反発に転じ、3月には期中最高値となる160円台まで急伸し、158円台で取引を終えました。

当社グループの経営成績の概況

営業収益	97,716百万円 前期比13.2%
純営業収益	91,920百万円 前期比10.5%

経常利益	20,492百万円 前期比35.5%
親会社株主に帰属する 当期純利益	16,569百万円 前期比50.0%

受入手数料

当連結会計年度の受入手数料の合計は17.0%増加（前年同期増減率、以下「① 事業の経過及びその成果」において同じ。）し481億79百万円を計上いたしました。

① 委託手数料

当社グループの株式委託手数料は36.8%増加し198億38百万円となり、委託手数料全体では35.1%増加し204億25百万円を計上いたしました。

② 引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料

株式は89.4%減少し68百万円を計上いたしました。また、債券は3.6%増加し7億85百万円の計上となり、引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料全体では28.2%減少し10億77百万円を計上いたしました。

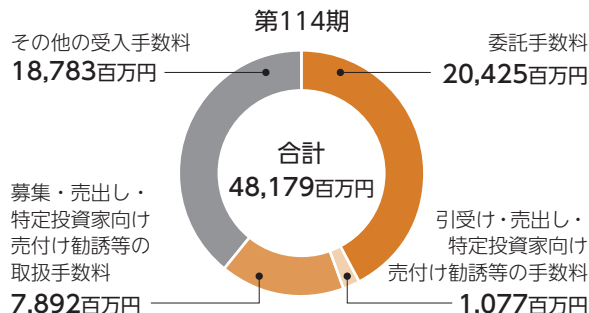
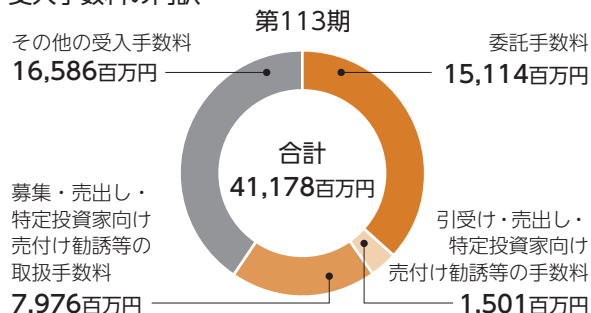
③ 募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料

受益証券は1.1%減少し78億87百万円の計上となり、募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料全体では1.1%減少し78億92百万円を計上いたしました。

④ その他の受入手数料

投資信託の代行手数料は14.7%増加し83億86百万円、保険手数料収入は3.6%増加し64億85百万円の計上となり、その他の受入手数料全体では13.2%増加し187億83百万円を計上いたしました。

受入手数料の内訳



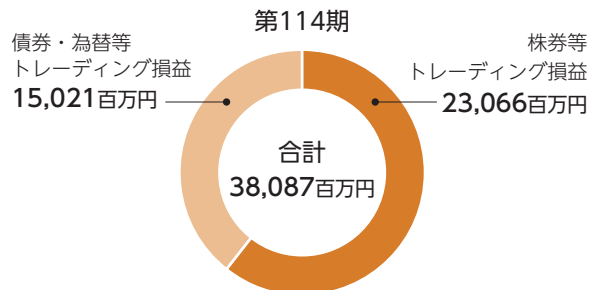
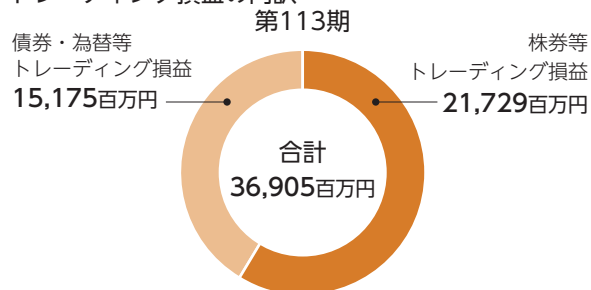
トレーディング損益

当連結会計年度の株券等トレーディング損益は6.2%増加し230億66百万円の利益の計上となり、債券・為替等トレーディング損益は1.0%減少し150億21百万円の利益を計上いたしました。この結果、トレーディング損益の合計は3.2%増加し380億87百万円の利益を計上いたしました。

金融収支

当連結会計年度の金融収益は38.9%増加し114億49百万円を計上いたしました。また、金融費用は84.2%増加し57億96百万円を計上し、差引の金融収支は10.9%増加し56億53百万円の利益を計上いたしました。

トレーディング損益の内訳



販売費及び一般管理費

当連結会計年度の取引関係費は12.2%増加し162億37百万円となりました。また、人件費は8.7%増加し357億7百万円、不動産関係費は3.7%増加し80億18百万円、事務費は5.6%増加し92億2百万円となりました。この結果、販売費及び一般管理費の合計は7.9%増加し771億5百万円を計上いたしました。

特別損益

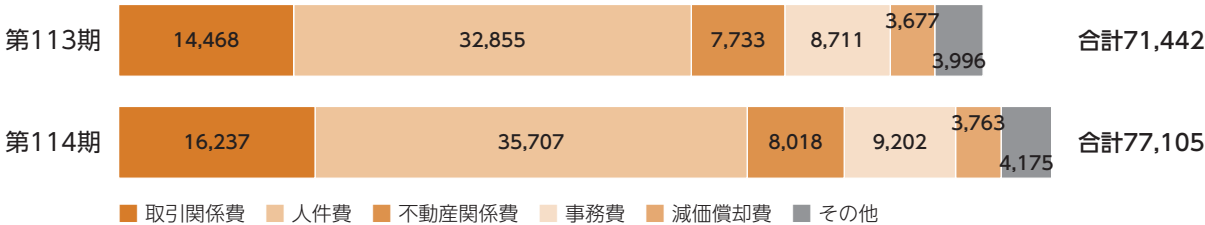
当連結会計年度の特別損益は、特別利益として45億66百万円を計上し、特別損失として23億40百万円を計上いたしました。

営業外損益

当連結会計年度の営業外収益は投資有価証券評価益18億27百万円、持分法による投資利益12億59百万円などを計上し、営業外収益の合計は63.9%増加し59億82百万円となりました。また、営業外費用は投資事業組合運用損2億7百万円などを計上し、営業外費用の合計は13.9%増加し3億5百万円となりました。

販売費及び一般管理費の内訳

(単位：百万円)

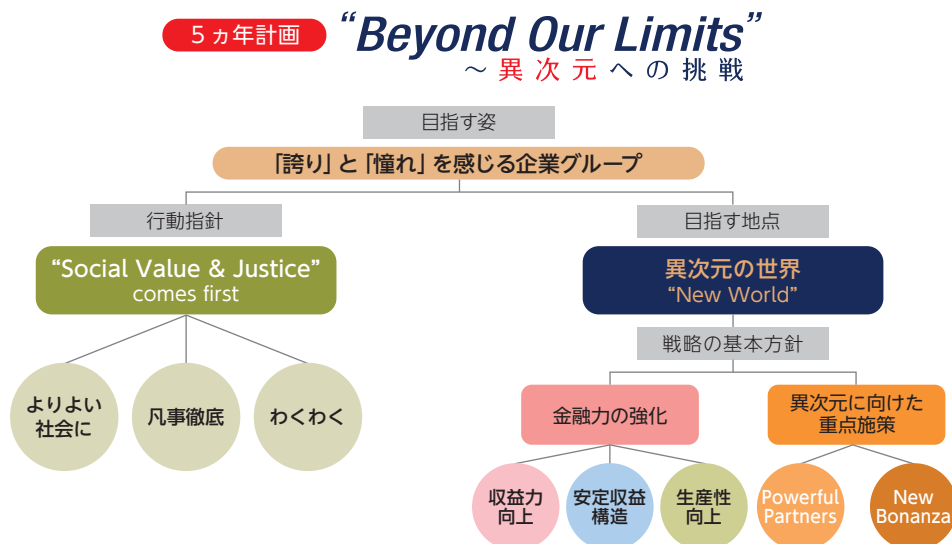


② 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境は、近年大きく変化してきております。AIをはじめとするテクノロジーの活用は事業展開に欠かすことができない存在となっており、加えて、環境への配慮や人権尊重を含む社会的責任の遂行など、サステナビリティ経営に対する要請も高まっております。対面証券ビジネスは、専門性及び人間性を備えた人材や高度なインフラを必要とする参入障壁が高いビジネスモデルであるものの、手数料体系の変化、賃金・システム・物価・金利の上昇、規制・制度改革並びにデジタル・トランスフォーメーション（以下「DX」）の加速等により、その在り方が大きく変容してきております。

このような環境下、当社グループでは、2022年4月より5カ年の中期経営計画「“Beyond Our Limits” ～異次元への挑戦」を策定し、推進しております。本計画は、『誇り』と『憧れ』を感じる企業グループとなるために、「“Social Value & Justice” comes first」を行動指針として、「異次元の世界」への到達に挑戦するものです。その戦略の基本方針として、「金融力の強化」と「異次元に向けた重点施策」を掲げ、「金融力の強化」においては、収益力向上、安定収益構造確立、生産性向上に取り組み、「異次元に向けた重点施策」では、Powerful Partners（※1）との協業、New Bonanza（※2）の創出等に一層注力しております。あわせて、デジタル分野においては、当社子会社であるCHEER証券等を通じ、先進的な金融サービスの提供を推進しております。

中期経営計画の構造



※1 電力会社、通信会社、金融機関、商社、不動産、大学、地方銀行、地方公共団体といったパートナー

※2 新しい金鉱脈となるビジネスや機能

本計画4年目にあたる当連結会計年度において、グループKGIである自己資本利益率（ROE）は8.8%、預かり金融資産は13.4兆円、重要なKPIである経常利益は204億円となりました。

本計画における主な課題として認識している事項及びそれに対する取組みは、以下のとおりであります。

戦略の基本方針	課題・取組み
金融力の強化	・富裕層向けのブランド「Orque d'or（オルフドール）」を確立し、サロンの展開や証券担保ローン等の商品提供、営業員の育成等に取り組み、お客さまの資産全体を活用した資産ポートフォリオモデルによるサービスを推進。また、金融面・非金融面において、マーケティングスキルの向上とサービスの利便性を高めるためのデジタル化等を通じて、もう一段高いサービス提供を行うオルフドール戦略2.0を推進。 ・準富裕層及びアッパーマス層との取引拡大を目的とした「グレールシエル戦略」を推進し、金融・非金融の両面から総合的なサービスを提供。 ・顧客ニーズに応えた新商品の開発による取引拡大、市場環境の変化に柔軟に対応可能なトレーディングキャパシティの強化及び専門性の向上を推進。 ・日本最大級のスタートアップ支援拠点であるSTATION Aiとの連携、SDFキャピタル株式会社との資本提携及び東海地域活性化ファンド設立等を通じ、スタートアップ支援体制の構築と強化。 ・地方銀行との提携合併証券における媒介型ビジネスモデルの導入、富裕層及び法人向けサービスの展開等、金融・非金融サービスを融合したJVモデル2.0への深化。 ・株式会社トレードワークスとの資本業務提携等を通じデジタルツールやAIを活用した営業生産性向上・業務効率化の推進。
異次元に向けた重点施策	Powerful Partnersとの各提携モデルを推進し、顧客基盤の拡大を図るとともに証券機能にとどまらない総合金融サービスの獲得を目指す。あわせて、デジタル分野においては選択と集中を加速。 (1) 当社グループを補完する機能を持つ企業との提携によるフルライン機能の提供 (2) 当社グループのDXインフラを中心とした提携 (3) 銀行と新たに提携し、銀行・証券代理店を展開
行動指針	課題・取組み
“Social Value & Justice” comes first	・気候変動、人権尊重、人的資本やウェルビーイングを中心とした持続可能性への取り組みを一層強化。情報開示の充実化を図ることにより、ESG指数「FTSE Blossom Japan Index」を含む各種指数への継続採用の実現。 ・東海東京証券では、お客さま本位の業務運営の実行に向け、NPS®※を用いた顧客満足度の測定を継続的に実施。 ・人的資本経営の推進として、ポジションチャレンジ制度や「Humanity Enhancement Program」等を通じた社員のチャレンジ支援、働きやすい職場環境の整備。 ・ESG評価機関による当社グループの取組状況に関する評価の取得（FTSE評価「3.8」、MSCI評価「BBB」、CDP評価「B」） ・開示情報の充実とステークホルダー等との対話の拡充。 ※NPS®は、ベイン・アンド・カンパニー、フレッド・ライクヘルド、サトメトリックス・システムズ（現NICE Systems, Inc.）の登録商標。「Net Promoter Score®（ネット・プロモーター・スコア）」の略で、正味推奨者比率と訳され、顧客ロイヤルティ（企業やブランドに対する愛着・信頼の度合い）を数値化する指標。

③ 設備投資・資金調達等の状況

当連結会計年度は、設備投資につきましては、生産性向上やセキュリティ対策強化を目的としたインフラネット基盤更改等を行いました。

資金調達につきましては、主たる事業である金融商品取引業の運転資金の調達において銀行等の金融機関からの借入金のほか、当社を調達主体とする社債の発行及び短期社債の発行を行いました。

④ 企業集団の財産及び損益の状況

区分 \ 連結会計年度	第111期 (2022.4.1 ~ 2023.3.31)	第112期 (2023.4.1 ~ 2024.3.31)	第113期 (2024.4.1 ~ 2025.3.31)	第114期 (2025.4.1 ~ 2026.3.31)
	百万円	百万円	百万円	百万円
営 業 収 益	73,383	89,201	86,328	97,716
(受 入 手 数 料)	(32,929)	(42,239)	(41,178)	(48,179)
経 常 利 益	6,346	18,397	15,120	20,492
親会社株主に帰属する当期純利益	1,953	10,189	11,048	16,569
	円	円	円	円
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	7.85	40.86	44.08	65.82
	百万円	百万円	百万円	百万円
総 資 産	1,056,020	1,400,360	1,409,429	1,526,284
純 資 産	181,348	192,935	194,828	209,529

⑤ 主要な事業内容

当社グループは、当社、連結子会社20社及び持分法適用関連会社14社で構成されております。

当社グループは主たる事業として、有価証券の売買及び売買等の委託の媒介、有価証券の引受け及び売出し、有価証券の募集及び売出しの取扱い、私募の取扱いその他の金融商品取引業並びに金融商品取引業に関連又は付随する業務のほか、その他の金融業等を営んでおります。当社グループは、日本をはじめ、アジア、ヨーロッパ及びアメリカの金融・資本市場に拠点を設置し、顧客の資金調達、資金運用の両面において、グローバルで幅広いサービスを提供しております。

⑥ 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
	百万円	%	
東海東京証券株式会社	6,000	100.0	金融商品取引業
C H E E R 証券株式会社	100	100.0	金融商品取引業
丸八証券株式会社	3,751	43.6	金融商品取引業
株式会社東海東京インテリジェンス・ラボ	50	100.0	情報サービス業、 金融商品取引業、教育・研修業
東海東京インベストメント株式会社	300	100.0	ベンチャーキャピタル業務、 有価証券の運用
東海東京ウェルス・コンサルティング株式会社	100	100.0	コンサルティング業、宅地建物取引業
東海東京サービス株式会社	30	100.0	不動産の賃貸・管理、事務代行業務
東海東京ビジネスサービス株式会社	50	80.0	証券会社のバックオフィス業務の受託
株式会社メビウス	110	100.0	生命保険・損害保険代理店事業
Tokai Tokyo Securities (Asia) Limited	千香港ドル 155,000	100.0	証券業
Tokai Tokyo Securities Europe Limited	千英ポンド 3,000	100.0	証券業
Tokai Tokyo Securities (USA), Inc.	千米ドル 200	100.0	情報サービス業
Tokai Tokyo Investment Management Singapore Pte. Ltd.	千シンガポールドル 5,000	100.0	資産運用業
Tokai Tokyo Global Investments Pte. Ltd.	千シンガポールドル 20,000	100.0	有価証券の運用

- (注) 1. 2025年4月1日付でC H E E R証券株式会社と株式会社T Tデジタル・プラットフォームは、C H E E R証券株式会社を存続会社とする吸収合併をしております。
2. 2026年3月11日付で株式会社メビウスは、株式会社E T E R N A Lが保有する全株式を当社が取得したため、重要な子会社に加えましたが、2026年5月12日付で株式会社メビウス準備会社へ事業承継、株式会社Milton清算会社に商号変更並びに解散及び清算手続きを開始したため、重要な子会社から除外しております。
3. 2026年3月31日付で株式会社E T E R N A Lは、当社が保有する全株式を譲渡したため、重要な子会社から除外しております。

② 当事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	株式の 帳簿価額	当社の 総資産額
		百万円	百万円
東海東京証券株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号	69,040	280,610

⑦ 主要な営業所及び従業員の状況

- ① 当社の主要な営業所
本 店 東京都中央区日本橋二丁目5番1号
- ② 子会社の主要な営業所
(国内)
東海東京証券株式会社 (愛知県、東京都など59店舗)
C H E E R証券株式会社 (東京都)
丸八証券株式会社 (愛知県5店舗)
株式会社東海東京インテリジェンス・ラボ (愛知県、東京都)
東海東京インバーストメント株式会社 (東京都、愛知県)
東海東京ウェルス・コンサルティング株式会社 (愛知県、東京都)
東海東京サービス株式会社 (愛知県、東京都)
東海東京ビジネスサービス株式会社 (東京都)
株式会社メビウス (大阪府、東京都など5店舗)
(海外)
Tokai Tokyo Securities (Asia) Limited (中国・香港)
Tokai Tokyo Securities Europe Limited (英国・ロンドン市)
Tokai Tokyo Securities (USA), Inc. (米国・ニューヨーク市)
Tokai Tokyo Investment Management Singapore Pte. Ltd. (シンガポール)
Tokai Tokyo Global Investments Pte. Ltd. (シンガポール)

③ 当社及び子会社の従業員の状況

従業員数	2,528名 [601名]	前年度末比130名減 [28名増]
------	------------------	----------------------

- (注) 1. 従業員数は就業人員数 (当社及び子会社から外部企業への出向者を除き、外部企業から当社及び子会社への出向者を含む。) であり、臨時従業員の年間平均人員数は [] 内に外数で記載しております。
2. 上記のほか東海東京証券株式会社の歩合外務員の2026年3月末の人員は6名であります。

⑧ 主要な借入先及び借入金の状況

借入先	借入金の種類	借入金残高 百万円
株式会社三菱UFJ銀行	短期借入金	6,500
	長期借入金	25,000
株 式 会 社 横 浜 銀 行	短期借入金	6,000
	長期借入金	10,000
株式会社三井住友銀行	短期借入金	500
	長期借入金	12,000
株 式 会 社 山 口 銀 行	短期借入金	8,000
	長期借入金	3,500
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	短期借入金	4,000
	長期借入金	7,500
三井住友信託銀行株式会社	短期借入金	2,500
	長期借入金	7,000
株式会社西日本シティ銀行	短期借入金	6,000
	長期借入金	2,000
株式会社池田泉州銀行	短期借入金	5,000
	長期借入金	1,200
株 式 会 社 七 十 七 銀 行	短期借入金	3,500
	長期借入金	2,000

(注) 市中銀行からの借入のうちコールマネーを除く主要なものを記載しております。

2 株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 972,730,000株
- ② 発行済株式の総数 260,582,115株
- ③ 株主数 85,260名
- ④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数 株	持株比率 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	33,258,900	13.11
株式会社三菱UFJ銀行	10,306,853	4.06
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	9,036,400	3.56
株式会社横浜銀行	7,014,553	2.76
日本生命保険相互会社	5,611,890	2.21
三井住友信託銀行株式会社	4,845,540	1.91
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	4,704,247	1.85
明治安田生命保険相互会社	4,406,000	1.74
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 5 7 8 1	4,135,804	1.63
三井住友海上火災保険株式会社	3,913,798	1.54

- （注） 1. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式を控除して算出しております。
2. 上記のほか、当社が保有しております自己株式6,886,116株があります。
3. 2026年3月13日付で当社は、従業員2,249名に対し譲渡制限付株式として813,400株の新株式の発行、あわせて、同数の自己株式の消却を行っております。

3 会社役員に関する事項

① 取締役の氏名等

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長 (代表取締役)	石田 建 昭	東海東京証券株式会社 取締役 株式会社名古屋証券取引所 取締役 一般財団法人東海東京財団 代表理事
取締役社長 (代表取締役)	※ 春日 井 博	東海東京証券株式会社 取締役
取締役	北 川 尚 子	東海東京証券株式会社 代表取締役社長
取締役	中 山 恒 博	取締役会議長 三井不動産株式会社 取締役 昭和西川株式会社 取締役
取締役	宮 沢 和 正	ソラミツ株式会社 代表取締役社長 ソラミツCBDC株式会社 取締役会長
取締役 (監査等委員)	大 野 哲 嗣	一般財団法人東海東京財団 監事
取締役 (監査等委員)	山 崎 穰 一	
取締役 (監査等委員)	池 田 綾 子	原後綜合法律事務所 弁護士 東京応化工業株式会社 取締役 (監査等委員)
取締役 (監査等委員)	太 田 克 彦	一般社団法人成蹊会 代表理事 (会長)

- (注) 1. ※の取締役は、2025年6月26日開催の第113期定時株主総会において新たに選任され就任いたしました。
2. 取締役のうち、中山恒博、宮沢和正、山崎穰一、池田綾子及び太田克彦の5氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、当社は東京証券取引所及び名古屋証券取引所に対して、中山恒博、宮沢和正、山崎穰一、池田綾子及び太田克彦の5氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。また、社外取締役の兼職先と当社との間には、いずれも特別な関係はありません。
3. 2025年6月26日開催の第113期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により、佐藤昌孝氏は取締役を退任いたしました。
4. 取締役(監査等委員)大野哲嗣氏は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、社内事情に精通した者が、取締役会以外の重要な会議等への出席や、内部監査部門との連携を密に図ることにより得られた情報をもとに、監査等委員会による監査の実効性を高めるためであります。
5. 取締役(監査等委員)大野哲嗣氏は、当社及び当社グループにおいて投資銀行、経営企画、財務部門等の幅広い業務に従事し、業務全般、財務会計に関する豊富な知識・経験を有しております。
6. 春日井博氏は、2025年6月26日付で東海東京証券株式会社取締役に就任しております。
7. 宮沢和正氏は、2025年5月1日付でソラミツCBDC株式会社取締役会長に就任しております。
8. 太田克彦氏は、2025年6月21日付で一般社団法人成蹊会代表理事(会長)に就任しております。

② 責任限定契約に関する事項

当社と監査等委員でない取締役2名（社外取締役）及び監査等委員である取締役4名（うち社外取締役3名）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は同法第425条第1項第1号ハ及び第2号に規定される金額の合計額であります。

③ 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、当社及び一部の子会社を除く子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む）、監査役及び執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。

保険料につきましては、子会社の一部役員を除き、特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

④ 取締役（監査等委員である取締役を含む。）の報酬等の総額

区分	員数 (名)	報酬等の種類別の総額（百万円）			
		金銭報酬		ストック・オプション	計
		固定報酬	業績連動報酬	業績連動報酬	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	5 (2)	169 (30)	82 (－)	2 (－)	253 (30)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4 (3)	68 (44)	－ (－)	－ (－)	68 (44)
計 （うち社外取締役）	9 (5)	237 (74)	82 (－)	2 (－)	322 (74)

- (注) 1. 括弧内の数字は社外役員の人員数及び支給額であります。
2. 上記業績連動報酬等の額には、第114期定時株主総会に上程の取締役賞与支給の議案が承認された場合に支給予定の取締役賞与82,410千円が含まれております。
3. 監査等委員でない取締役の報酬について、監査等委員会で検討いたしましたが、特に指摘すべき点はありません。

⑤ 取締役の業績連動報酬等に関する事項

- ① 業績指標の内容及びその選定理由
主に短期的な業績との連動性を図ることを目的に、自己資本利益率（ＲＯＥ）を用いております。
- ② 業績連動報酬等の額又は数の算定方法
自己資本利益率（ＲＯＥ）をベースとした連結業績に各役位の職務及び個人業績評価を加味して賞与額を算出し、毎事業年度一定の時期に、賞与を支給しております。
- ③ 業績連動報酬等の額又は算定に用いた業績指標の数値
経営計画「“Beyond Our Limits” ～異次元への挑戦」において、数値目標として自己資本利益率（ＲＯＥ）のＫＧＩを12%としており、当事業年度における実績値は8.8%であります。

⑥ 取締役のストック・オプション（非金銭報酬等）に関する事項

株主との利害の一致を図りながら、中長期的な当社グループ全体の業績向上というインセンティブを与え、もって連結業績の向上を図ることを目的として付与しております。

ストック・オプションとしての報酬額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権１個当たりの公正価値に、割り当てる新株予約権の総数を乗じた額となり、当該額を株主総会決議により承認いただく取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬総額に含めるものとしています。なお、業務執行取締役の付与個数については、指名・報酬委員会へ諮問したうえで、取締役会にて決定しております。

⑦ 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

対象者	報酬等の種類	限度額	株主総会決議	左記総会終結時点の対象者の員数
取締役（監査等委員である取締役を除く。）	金銭報酬	年額300百万円以内 （うち、社外取締役分は100百万円以内）	2016年6月29日開催の第104期定時株主総会	5名（うち、社外取締役は2名）
監査等委員である取締役の報酬	金銭報酬	年額150百万円以内	2016年6月29日開催の第104期定時株主総会	4名（うち、社外取締役は3名）

⑧ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

- ① 決定方針の決定方法
任意の指名・報酬委員会から答申された取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針について、2021年2月22日及び同年6月25日開催の取締役会において、決議しております。

② 決定方針の内容の概要

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針を定めており、その概要は以下のとおりです。

当社の役員報酬は、固定報酬と業績連動報酬により構成するものとし、さらに業績連動報酬は、短期業績に基づき変動するインセンティブ報酬である賞与と中長期の業績に基づき変動するインセンティブ報酬であるストック・オプションにより構成するものとしております。業務執行取締役には固定報酬と業績連動報酬を7：3の割合を目安に配分しており、社外取締役及び監査等委員である取締役は、固定報酬のみの支給としております。

固定報酬については、各役位の職務に応じて毎月固定額の固定報酬を支給しております。また、業績連動報酬である賞与及びストック・オプションに関する方針は、上記「取締役の業績連動報酬等に関する事項」及び「取締役のストック・オプション（非金銭報酬等）に関する事項」に記載のとおりです。

当社では、役員報酬の客観性と透明性を高めるため、指名・報酬委員会を設置しており、指名・報酬委員会では、外部報酬データベースへの参加を通じて得た同業種の報酬水準を参考に、当社の役員報酬の決定に関する算定方法及び水準について代表取締役会長、取締役会及び監査等委員会に対して答申を行っております。

また、取締役会は独立かつ客観的な見地から役員に対する監督を行う機関として、役員報酬の内容や制度構築・改定にかかる審議・決定をしております。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名・報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含め総合的に検討を行っており、取締役会としてもその答申内容を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度の取締役の金銭報酬について、指名・報酬委員会からの答申に基づき、2025年6月26日開催の取締役会において、代表取締役会長石田建昭に個人別の報酬等の具体的な内容の決定を委任する旨の決議を行っております。

代表取締役会長に委任した理由は、当社グループ全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うには代表取締役会長が最も適しているからであります。取締役会から委任を受けた代表取締役会長は、報酬水準の客観性と透明性を高めるため、指名・報酬委員会へ諮問したうえで、個人別の報酬等の額を決定しております。

⑨ 社外役員に関する事項

区分	氏名	出席状況	主な活動状況
取締役	中山 恒 博	取締役会 16回/16回 指名・報酬委員会 8回/8回	大手銀行及び証券会社での長年の経営者としての豊富な経験と高い識見・金融専門性を活かし、当社グループの戦略方針から個別施策に至るまで、経営目線での助言等を数多く行っております。さらに取締役会議長及び指名・報酬委員会委員長として、審議の充実等に主導的な役割を果たしております。
取締役	宮 沢 和 正	取締役会 16回/16回 指名・報酬委員会 8回/8回	デジタル関連の企業経営者として長年務められてきた豊富な経験と高い専門性を活かし、経営目線での助言等を行うとともに、当社グループのデジタル戦略への取組み等、積極的な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	山 崎 穰 一	取締役会 16回/16回 監査等委員会 14回/14回	長年の行政官としての金融・経済に関する専門的な知見と豊富な経験を活かし、総合的・専門的見地から当社グループの戦略や個別施策等へのリスクマネジメントを意識した積極的な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	池 田 綾 子	取締役会 16回/16回 監査等委員会 14回/14回 指名・報酬委員会 8回/8回	長年にわたる弁護士としての職歴を通じて、豊富な経験と高い識見・専門性を活かし、法律の専門家として、経営から独立した立場で当社グループの戦略や監督機能の実効性強化等における発言を積極的行っております。
取締役 (監査等委員)	太 田 克 彦	取締役会 16回/16回 監査等委員会 14回/14回 指名・報酬委員会 8回/8回	大手企業での長年の経営者としての豊富な経験と高い識見・専門性を活かし、当社グループの戦略方針や個別施策等へ経営目線での助言等を行うとともに、総合的見地から積極的な発言を行っております。

4 会計監査人に関する事項

① 名称

有限責任 あずさ監査法人

② 会計監査人の報酬等の額

①当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の業務についての報酬等の額	58百万円
②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	157百万円

- (注) 1. 当社監査等委員会は、会計監査人から当事業年度の監査計画について説明を受け、監査体制、監査計画の内容・監査時間及び監査範囲等との整合性を確認した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しております。
2. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の一部の国内子会社は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外に、顧客資産の分別保管に関する法令遵守の検証業務について対価を支払っております。
4. 上記以外に、当社の前事業年度の監査に係る追加報酬が3百万円あります。

③ 子会社の会計監査人の状況

当社の重要な子会社のうち、丸八証券株式会社、Tokai Tokyo Securities (Asia) Limited、Tokai Tokyo Securities Europe Limited、Tokai Tokyo Investment Management Singapore Pte. Ltd. 及び Tokai Tokyo Global Investments Pte. Ltd.については、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む。）の計算関係書類（これに相当するものを含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（又はこれらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

④ 解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当すると判断した場合には、監査等委員会の決議に基づき、会計監査人を解任いたします。

なお、この場合には監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務遂行に支障等がある場合又は継続してその職責を全うするうえで重要な疑義を抱く事象があると判断した場合には、株主総会に上程する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

当社は、会計監査の透明性確保等の観点から「会計監査人のローテーション制度導入に関する基本方針」（2020年12月21日開催 監査等委員会決議）に基づき、会計監査人のローテーション制度を導入しております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨て、比率については四捨五入により表示しております。

連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

区 分		金 額	区 分		金 額
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)		
流 動 資 産		1,434,585	流 動 負 債		1,128,772
現 金 及 び 預 金		93,542	ト レ ー デ ィ ン グ 商 品		296,064
預 託 金		135,924	商 品 有 価 証 券 等		270,706
顧 客 分 別 金 信 託		129,369	デ リ バ テ ィ ブ 取 引		25,357
そ の 他 の 預 託 金		6,555	約 定 見 返 勘 定		106,936
ト レ ー デ ィ ン グ 商 品		369,095	信 用 取 引 負 債		39,247
商 品 有 価 証 券 等		354,337	信 用 取 引 借 入 金		36,891
デ リ バ テ ィ ブ 取 引		14,758	信 用 取 引 貸 証 券 受 入 金		2,355
信 用 取 引 資 産		200,351	有 価 証 券 担 保 借 入 金		299,321
信 用 取 引 貸 付 金		88,781	有 価 証 券 貸 借 取 引 受 入 金		136,071
信 用 取 引 借 証 券 担 保 金		111,570	現 先 取 引 借 入 金		163,250
有 価 証 券 担 保 貸 付 金		396,498	り		129,038
借 入 有 価 証 券 担 保 金		105,864	受 入 保 証 金		24,839
現 先 取 引 貸 付 金		290,634	短 期 借 入 金		198,335
立 替 金		1,238	短 期 社 債		11,290
短 期 差 入 保 証 金		85,489	1 年 内 償 還 予 定 の 社 債		4,777
短 期 貸 付 金		135,095	未 払 法 人 税 等		4,994
未 収 収 益		5,742	賞 与 引 当 金		3,678
そ の 他		11,803	役 員 賞 与 引 当 金		82
貸 倒 引 当 金		△196	そ の 他		10,167
固 定 資 産		91,699	固 定 負 債		187,092
有 形 固 定 資 産		10,287	社 長 期 借 入 金		20,500
建 物		4,432	繰 延 税 金 負 債		159,700
土 地		2,558	役 員 退 職 慰 労 引 当 金		3,968
無 形 固 定 資 産		3,297	退 職 給 付 に 係 る 負 債		111
の れ		46	そ の 他		110
ソ フ ト ウ ェ ア		4,534	特 別 法 上 の 準 備 金		2,702
電 話 加 入 権		29	金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金		890
そ の 他		1	負 債 合 計		890
投 資 そ の 他 の 資 産		76,799			1,316,755
投 資 有 価 証 券		59,768	(純 資 産 の 部)		
長 期 差 入 保 証 金		4,686	株 主 資 本		185,089
退 職 給 付 に 係 る 資 産		11,463	資 本 剰 余 金		36,296
そ の 他		1,203	資 利 益 剰 余 金		24,452
貸 倒 引 当 金		△322	自 己 株 式		127,322
資 産 合 計		1,526,284	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		△2,982
			そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金		10,445
			為 替 換 算 調 整 勘 定		4,805
			退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額		1,241
			新 株 予 約 権		4,397
			非 支 配 株 主 持 分		239
			純 資 産 合 計		13,754
			負 債 純 資 産 合 計		209,529
					1,526,284

連結損益計算書 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

区 分				金 額	
営 業 収 益					97,716
受 入 手 数 料					48,179
委 託 手 数 料				20,425	
引 受 け ・ 売 出 し ・ 特 定 投 資 家 向 け 売 付 け 勧 誘 等 の 手 数 料				1,077	
募 集 ・ 売 出 し ・ 特 定 投 資 家 向 け 売 付 け 勧 誘 等 の 取 扱 手 数 料				7,892	
そ の 他 の 受 入 手 数 料				18,783	
ト レ ー デ ィ ン グ 損 益					38,087
金 融 収 益					11,449
金 融 費 用					5,796
純 営 業 収 益					91,920
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費					77,105
取 引 費				16,237	
人 件 費				35,707	
不 動 産 関 係 費				8,018	
事 務 費				9,202	
減 価 償 却 費				3,763	
租 税 公 課				1,814	
貸 倒 引 当 金 繰 入				55	
そ の 他				2,304	
営 業 利 益					14,815
営 業 外 収 益					5,982
受 取 外 配 当 金				1,202	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益				1,259	
投 資 事 業 組 合 連 用 益				1,246	
投 資 有 価 証 券 売 却 益				229	
投 資 有 価 証 券 評 価 益				1,827	
そ の 他				217	
営 業 外 費 用					305
営 業 外 組 合 連 損				207	
為 替 差 損				46	
そ の 他				51	
経 常 利 益					20,492
特 別 利 益					4,566
関 係 有 価 証 券 売 却 益				1,432	
新 株 予 約 権 戻 入 益				3,013	
特 別 損 失				120	
減 価 償 却 費				2,067	
投 資 有 価 証 券 評 価 損				166	
金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 繰 入				106	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益					22,718
法 人 税、 住 民 税 及 び 事 業 税				6,373	
法 人 税				△1,844	
当 期 純 利 益					18,188
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益					1,618
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益					16,569

貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	134,863	流 動 負 債	42,019
現 金 及 び 預 金	11,715	短 期 社 債	11,290
立 替 金	46	1 年 内 償 還 予 定 の 社 債	4,823
短 期 差 入 保 証 金	1,679	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	21,000
短 期 貸 付 金	117,227	未 払 払 金	726
前 払 金	3	未 払 法 人 税 等	65
前 払 費 用	897	未 払 費 用	914
未 収 入 金	1,387	預 り 金	228
未 収 収 益	361	前 受 金	1
デ リ バ テ ィ ブ 債 権	1,545	前 受 収 益	477
固 定 資 産	145,746	賞 与 引 当 金	566
有 形 固 定 資 産	3,136	役 員 賞 与 引 当 金	82
建 築 物	2,213	デ リ バ テ ィ ブ 債 務	1,837
構 築 物	17	そ の 他 債 権	4
工 具、器 具 及 び 備 品	905	固 定 負 債	132,340
土 地	0	社 長 期 借 入 金	20,500
無 形 固 定 資 産	285	退 職 給 付 引 当 金	108,900
ソ フ ト ウ ェ ア	17	資 産 除 去 債 務	95
そ の 他	267	繰 延 税 金 負 債	630
投 資 そ の 他 の 資 産	142,325	そ の 他	1,372
投 資 有 価 証 券	12,852	負 債 合 計	174,360
関 係 会 社 株 式	93,697	(純 資 産 の 部)	
そ の 他 の 関 係 会 社 有 価 証 券	562	株 主 資 本	101,946
出 資 金	0	資 本 本 金	36,296
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	30,130	資 本 剰 余 金	24,282
長 期 差 入 保 証 金	2,132	資 本 準 備 金	9,296
長 期 前 払 費 用	42	そ の 他 資 本 剰 余 金	14,985
前 払 年 金 費 用	4,981	利 益 剰 余 金	44,349
そ の 他	391	そ の 他 利 益 剰 余 金	44,349
貸 倒 引 当 金	△158	別 途 積 立 金	26,789
投 資 損 失 引 当 金	△2,308	繰 越 利 益 剰 余 金	17,560
資 産 合 計	280,610	自 己 株 式	△2,982
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	4,064
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	4,064
		新 株 予 約 権	239
		純 資 産 合 計	106,250
		負 債 純 資 産 合 計	280,610

損益計算書 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

科 目									金 額	
営	業	収	益							20,341
関	係	会	社	受	取	配	当	金	10,678	
関	係	会	社	貸	付	金	利	息	2,754	
経		営		指		導		料	6,539	
金		融			収			益	369	
営	業	費	一	費	管	理	用			11,680
販	売	及	び	般	係		費	9,651		
取		引	関				費	1,471		
人		動	件				費	4,502		
不			産	関			費	951		
事				務			費	1,395		
減		価		償			費	436		
租		税			却		課	349		
賃	倒	引	当	金	繰	入	れ	0		
そ			の				他	542		
金		融		費			用	2,029		
営	業	利	益							8,660
営	業	外	収	益						626
受	資	取	配		合	当	金	354		
投		事	組			運	益	1		
資		産	使			用	料	240		
そ			の				他	29		
営	業	外	費				用			75
社	債	発	行				費	14		
投	資	事	組	合	運	用	損	16		
そ			の				他	44		
経	常	利	益							9,211
特	別	利	益							3,105
投	資	有	価	証	券	売	却	益	2,985	
新	株	予	約	権	戻	入		益	120	
特		別		損				失		10,049
投	資	有	価	証	券	評	価	損	4	
関	係	会	社	株	式	売	却	損	206	
関	係	会	社	株	式	評	価	損	7,530	
投	資	損	失	引	当	金	繰	入	2,308	
税	引	前	当	期	純	利	益			2,267
法	人	税、	住	民	税	及	び	事	△111	
法	人	税	税	等	調	整	業	税	△483	
当	期		純	利	益			額		△595
										2,862

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月12日

東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 福 井 淳
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 松 田 好 弘
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月12日

東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 福 井 淳
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 松 田 好 弘
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第114期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第114期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。監査等委員全員の一致した意見により、本監査報告書を作成し、その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。監査等委員会は、コーポレート・ガバナンスの更なる強化の観点から、企業集団として内部統制システムの整備の充実、運用の効率化は必要であると認識しており、その状況の監視と検証を継続して行ってまいります。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月15日

東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員	大野哲嗣	㊞
監査等委員	山崎穰一	㊞
監査等委員	池田綾子	㊞
監査等委員	太田克彦	㊞

(注) 監査等委員山崎穰一、池田綾子及び太田克彦は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実を、経営上の重要課題の一つとして位置づけております。そのために、迅速な意思決定と業務執行が行える体制を整えるとともに、経営の公正性と透明性を高め、あらゆるステークホルダーの皆さまから信頼を獲得し、継続的に企業価値の向上を図ることを目的として、コーポレート・ガバナンスの強化・充実に努めております。

また、継続的な企業価値の向上を実現するためには、株主・投資家をはじめとする、あらゆるステークホルダーの皆さまとの協働も必要不可欠であると考えております。

このような考えのもと、当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本方針、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を策定し、当社ウェブサイトにて公表しております。

基本方針 (<https://www.tokaitokyo-fh.jp/corporate/governance/policy/>)

ガイドライン (https://www.tokaitokyo-fh.jp/asset/pdf/corporate/governance_guideline.pdf)

1. 当社コーポレート・ガバナンスの主な特徴

(1) 機関設計

当社は、取締役会による経営に対する監督機能を強化するとともに、取締役会から業務執行取締役へ重要な業務執行の決定を委任することで迅速な意思決定を可能とし、取締役会でより戦略的で深度ある議論を行うため、会社法上の機関設計として監査等委員会設置会社を採用しております。

また、当社の取締役候補者の指名、取締役の解任及び報酬等の決定プロセスの客観性と透明性を確保するため、指名・報酬委員会を設置しております。

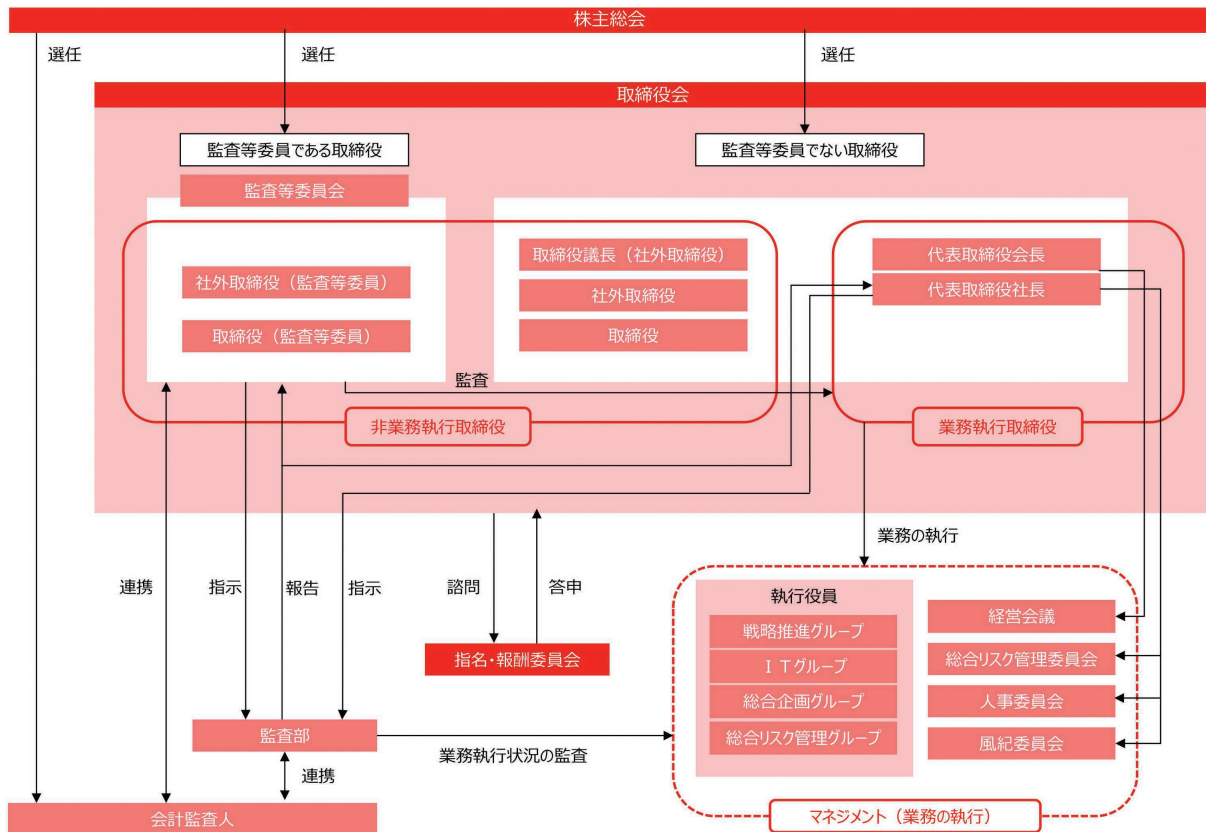
(2) 取締役会及び監査等委員会の機能の強化

当社は、取締役のうち過半数を社外取締役とすることとしており、また、取締役会の議長は、原則として社外取締役が就任することにより、審議の透明性・公平性を高め、取締役会の実効性の確保を図っております。現在は、5名の社外取締役（うち3名が監査等委員である社外取締役）を選任しており、この結果、当社の取締役会及び監査等委員会は、ともに過半数が社外取締役となり、牽制機能の強化が実現されております。

(3) 経営の「業務執行機能」と「監督機能」の明確化

当社の取締役は、主として業務執行を担う業務執行取締役と、主として業務執行の監督を担う非業務執行取締役により構成され、それぞれの役割を明確にしております。

コーポレート・ガバナンス体制図



2. 取締役会の実効性評価・分析

当社取締役会は、当社が定める「コーポレートガバナンス・ガイドライン」第8条第12項に基づき、取締役会の実効性の向上を目的とした取締役会全体の分析・評価を毎年行うこととしております。

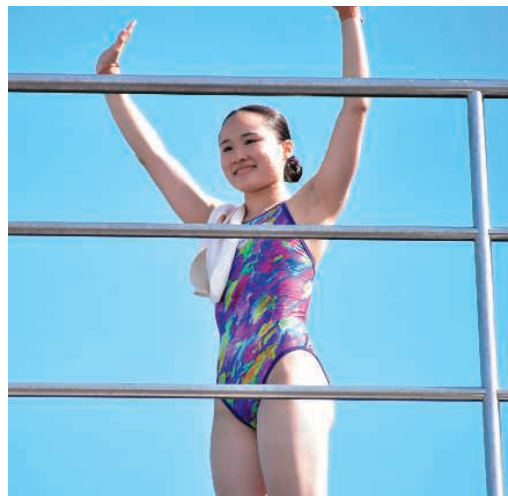
最新の取締役会実効性分析・評価の結果の概要は、当社ウェブサイトに掲載しておりますので、ご参照ください。
(https://www.tokaitokyo-fh.jp/asset/pdf/corporate/governance_outline.pdf)

■ 飛込競技（水泳）金戸 凜選手が入社

2026年4月に飛込競技で活躍する金戸選手が入社しました。

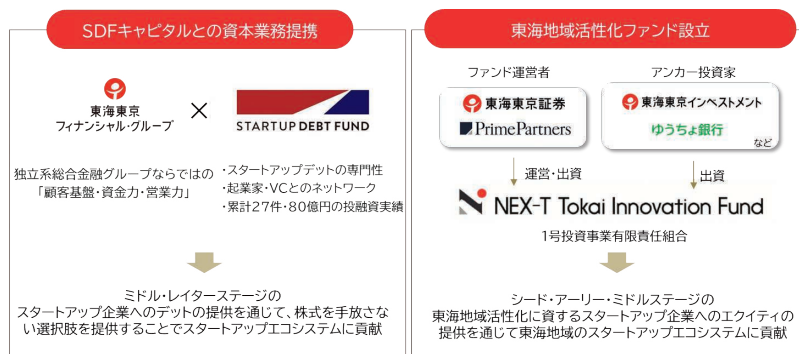
当社は、社会貢献の一環として、公益財団法人日本オリンピック委員会（JOC）が運営するトップアスリートの就職支援制度「アスナビ」によるアスリート採用を2012年度から実施しており、採用総数は9名となりました。

金戸選手には競技での活躍を期待するとともに、金戸選手を応援する社員が刺激を受けて切磋琢磨することで、当社グループの連帯感が一層高まるものと考えております。世界を舞台に挑戦し続ける金戸選手を、全社一丸となって応援してまいります。



■ スタートアップの成長段階に応じた資金調達を支援

当社グループでは、将来の成長が期待されるスタートアップ企業を、創業期から成長期、さらには新規上場に至るまで継続的に支援することを目的に、様々な取組みを行っております。その一環として、スタートアップ向けに融資（デット）による資金調達を支援するファンドを組成・運営している SDF キャピタル株式会社と資本業務提携を行いました。また、次世代の東海地域を牽引するスタートアップ企業への投資を目的に、「Next Tokai Innovation Fund 1号投資事業有限責任組合」（通称：NEX-T（ネクスト）ファンド）を設立しました。今後もスタートアップエコシステムに貢献してまいります。



■ サステナビリティの考え方

当社グループは、サステナビリティの重要性を深く認識し、金融・資本市場の担い手としての責任を果たすべく、事業活動を通じて環境・社会課題の解決に積極的に取り組んでおります。持続可能な社会の実現に貢献することは、当社グループが長期的に成長するための不可欠な前提であると考えております。

現中期経営計画「“Beyond Our Limits” ～異次元への挑戦」では、行動指針として「“Social Value & Justice” comes first」を掲げています。これは、社会からの信頼を得て持続的に事業を行うためには、社会的価値の創出と社会的正義の遂行を最優先に据えるべきである、という強い意思を示すものです。当社グループの全ての事業活動は、「社会的価値の創出につながるのか」、「社会に受け入れられる正しい行為なのか」という問いに立ち返りながら実行されております。

こうした考えのもと、E S G 債の引受け・販売活動を通じた E S G 投資の促進や情報発信を行い、持続可能な社会の実現と S D G s の達成を目指しております。また、将来を担う人材の金融リテラシー向上を目的とした、小中学校への出張授業や協賛スポーツチームへの金融経済教育の機会提供に積極的に取り組んでおります。

当社グループは、イノベティブな事業活動を通じて、人・地域・地球環境を大切にし、持続可能な社会の実現に向けて継続的に貢献してまいります。

■ 優先的に解決すべき重要課題と主な取り組み

当社グループでは、持続可能な社会の実現に向け、当社グループが事業活動を通じて取り組むべき重要な社会課題をマテリアリティ（優先すべき重要課題）として設定し、全社を挙げて取り組んでおります。

重要課題	重点分野	主な取り組み
 豊かなライフマネジメントの実現	■家計の資産形成のサポート ■感動エクスペリエンスの提供 ■金融リテラシーの向上	■多種多様な金融商品の開発・提供 ■お客さまのライフプランやニーズに合わせた金融・非金融サービスの提供 ■金融教育の機会提供
 イノベーション	■デジタルなどを活用した先進的な金融サービスによる多様化するニーズへの対応 ■スタートアップを含むイノベーションに挑む企業への支援	■ブロックチェーン技術を活用した金融商品の開発 ■AI と人材アセスメントデータをを用いた人材分析 ■東海東京証券によるスタートアップ支援
 パートナーシップ	■地域金融機関との協働拡大による地域経済の活性化、地域創生 ■金融業界を超えた幅広いパートナーシップ構築による多様な顧客ニーズへの対応	■地方銀行との提携合併証券の展開 ■「Powerful Partners」 との提携・連携 ■「地域のスタートアップ・エコシステム構築」の実現を目指した取り組み ■東海東京財団による地域貢献
 ウェルビーイング	■人権の尊重 ■多様な人材が多様な環境で安心して活躍できる職場環境の整備（DE&I） ■社員の教育支援 ■エンゲージメントの向上 ■健康経営の推進	■人事制度の拡充、制度の利用促進のための周知活動 ■エンゲージメントサーベイの実施 ■ストレスチェックの実施 ■産業医・保健師への健康相談
 グリーン	■金融事業を通じた、グリーンでサステナブルな社会の実現支援 ■自社の脱炭素化をはじめとする環境負荷削減	■ESG 債の引受 ■電力の再エネ化や営業車両の計画的な入替え

■ サステナTTdays2025の開催

2025年11月、「サステナTTdays2025」と題してサステナビリティに関する社内イベントを開催しました。今回のイベントでは、ウォーキングのランキング企画やフォトコンテスト、計測した歩数に応じた「TABLE FOR TWO」への寄付及び葛西海浜公園と藤前干潟におけるビーチクリーン（海岸清掃ボランティア）など、社会貢献・社会課題の解決に資する様々な取り組みを実施いたしました。



外部評価

■ CDP 気候変動分野において「B」評価取得

環境情報開示を評価する世界的なプラットフォームであるCDPより、気候変動分野で2024年度に続き、2年連続「B（マネジメントレベル）」評価を取得いたしました。



■ 「健康経営優良法人2026」の認定

経済産業省及び日本健康会議が選定する「健康経営優良法人」に7年連続で認定されました。健康経営優良法人認定制度とは、地域の健康課題に即した取り組みや日本健康会議が進める健康増進の取り組みをもとに、特に優良な健康経営を実践している大企業や中小企業等の法人を顕彰する制度です。



■ 「スポーツエールカンパニー2026」「令和7年度東京都スポーツ推進企業」の認定

アスリートの採用をはじめ、社員のスポーツ活動を推進する取り組みや地域スポーツへの貢献活動を実施している企業として、スポーツ庁から「スポーツエールカンパニー2026」、東京都から「令和7年度東京都スポーツ推進企業」に、いずれも7年連続で認定されました。「スポーツエールカンパニー」については、連続認定7年以上の企業に与えられる称号である「シルバー」を獲得しております。



株主優待制度のご案内

株主の皆さまへの感謝とより多くの方々に当社株式を中長期的に保有していただくことを目的に、株主優待を以下のとおり実施いたします。

2026年3月31日現在の株主名簿に記載又は記録された1単元（100株）以上保有する株主さまが対象です。

2026年3月期株主優待制度の内容

① カタログギフト

1,000株以上保有の株主さまには、地域の名産品等を掲載したカタログから、保有株式数に応じてお好みの商品をお選びいただくカタログギフトを進呈します。

保有株式数	優待商品
1,000株以上3,000株未満	2,000円相当の名産品等を一点
3,000株以上5,000株未満	2,000円相当の名産品等を二点
5,000株以上10,000株未満	5,000円相当の名産品等を一点
10,000株以上	5,000円相当の名産品等を二点



② フオカード

100株以上1,000株未満保有の株主さまには、一律、500円相当のフオカードを進呈します。



100株以上1,000株未満保有の株主さまへの500円相当の優待商品の進呈につきましては**3年以上の継続保有を条件**といたしております。

※「3年以上継続して保有」とは、権利が確定する3月末日現在の株主名簿を含む過去の3月末日及び9月末日現在の株主名簿へ同一株主番号で7回以上連続して記載されることとします。

③ WEBでのお申込みの方法

<https://tthf2026.sp-site.com>



パソコン・スマートフォンからお申込みいただけます。QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

上記カタログギフトが対象の株主さまへは、**6月下旬ごろに「ご優待品カタログ」をご送付いたします。**

商品をお選びの際には、右記QRコードからのお申込みが大変便利になっておりますので、「ご優待品カタログ」が到着後、ご利用いただけますと幸いです。

カタログギフトに同封されております返信用はがきでのお申込みも可能です。



見やすく読みまちがえ
にくいユニバーサル
デザインフォントを
採用しています。

